

学 位 論 文 題 名

抗 租 の 研 究

－十六～十八世紀の福建を中心とする社会経済史的・法文化史的考察－

学位論文内容の要旨

本論文は明清時代（16～18世紀）の中国における抗租と抗租に関連するいくつかの問題を研究主題とし、中国の東南部に位置する福建省を対象地域として研究したものである。抗租とは佃戸と呼ばれる小作人の地主に対する小作料納入拒否闘争を意味し、古くは唐宋時代から認められるが、明代中期以降中国の華中南地方を中心に次第に熾烈となり、大きな社会問題となっていたものである。

第一部は、福建の抗租について、当該地域の社会経済的特質との関連を論じたものである。

第一章は、明末以降の福建における抗租の展開を通時的に概観したもの。当該時期における日常的抗租の持続的な展開を確認するとともに、第二章以下で具体的に考察する抗租と商品生産、或いは抗租と国家権力等の課題についての問題提起を併せて行っている。

第二章は、清代前期雍正年間の福建建寧府崇安県に関する新史料（雍正『崇安県志』風俗の記事）を紹介・分析したもの。特に当該地域では米穀流通市場を前提とした商業・高利貸資本と佃戸との間の密接な関係を前提として抗租が行われており、既存の地主・佃戸関係の解体へ向けた動きが進行していたこと等を論じている。

第三章は、明末清初を中心に福建の商品作物栽培、米穀の生産・流通、および抗租という三者の構造分析を行ったもの。福建の抗租は佃戸の地主に対する佃租不払いという性格のほかに、福建は食料としての米穀が不足する地域であったことから、佃戸が居住する地域社会（「本境」）から他地域へと地主が収奪した佃租＝米穀の流出を阻止する「阻米」闘争としての側面を有することを明らかにしている。

第四章は、抗租現象を生み出す社会経済的条件について、清代福建の沙県を対象として県城・農村地域の景観の復元を含むミクロな分析を行ったもの。閩江水系を経路とする福建最大の流通市場圏に包摂されていた沙県では、省都福州の商人と沙県商人とのネットワークによって米穀の買い占めと福州への搬出とが行われており、買い占め構造の結節点に地主所有の水碓・船碓という精米施設が存在していたことを解明している。

第二部は、抗租の問題を明清王朝国家との関連という視角から論じたものである。

第五章は、雍正年間の福建漳州府平和県における抗租とその弾圧の事例を分析することで、地主・佃戸関係および抗租と国家権力との関連を考察したもの。抗租の盛行という現実の中で、清代前期段階の国家権力は抗租弾圧・欠租追徴のシステムを整備する等、様々

な形態で地主 - 佃戸関係に介入していたことを論じている。

第六章は、従来、画期的な法と認識されてきた雍正五年(1727)制定の所謂〈抗租禁止条例〉について、その立法過程、条例制定以前の抗租禁圧の実態、および条例制定以後の運用実態等に全面的に再検討を加えたもの。明末以降の抗租は条例の制定如何を問わず、明清国家に固有の法システムによる〈州県自理の案〉として処理され、従って清末にかけて佃戸に対する恣意的刑罰の執行を招来したことを明らかにしている。

第三部は、明末以降、抗租の弾圧にもかかわった郷村システムとしての保甲制について福建を地域的対象として論じたものである。また保甲制実施以前の里老人制に関する考察を附篇として所載する。

第七章は、明代中期以降、里甲制の解体に伴って郷村社会の治安・秩序維持のシステムとして実施された保甲制について福建を対象として考察したもの。福建では万暦年間の巡撫によって保甲制はその全域に実施されたが、それは郷紳の存在を制度的基盤とするとともに、国家権力の郷村社会への介入を強化した制度であったことを論じている。

第八章は、明清鼎革期から 18 世紀初までの時期の、汀州府を中心とした福建山区を対象に、清朝国家の基層支配の確立過程について論じたもの。康熙年間の後半の段階に、当該地域では明清鼎革および〈耿精忠の乱〉という混乱期に自生的に生成した長関・斗頭という郷村組織が消滅し、明末以来の郷約・保甲制に淵源をもつ郷約・約地・約練等の郷村システムが定着することで社会秩序の再編が進行したことを明らかにしている。

附篇は、保甲制の前段階に位置する里老人制の、特に郷村裁判システムについて制度的理念と社会的実態とを峻別しつつ検討したもの。当該システムは里老人に裁判権・刑罰権が附与されることで国家の裁判機構の第一審担当として定位されていたが、里老人制の裁判の実態は刑罰の行使に見られるような強力なものではなく、調停を主とした〈柔らかな裁判〉であり、郷村社会の現実に対応していたこと等を論じている。

第四部は、抗租の過程でも見出すことのできる図頼(死骸を利用した恐喝)という行為について論じたものである。

第九章は、抗租に見られる図頼を検討することで、抗租を伝統中国社会の〈持続性〉との関連で把握し直すことを目指したもの。図頼とは本来「言いがかりをつけて利益を図る」意味であるが、明清時代にはこれが人間の死ないし死骸と結びついて行われるようになる。本章では清末の『点石齋画報』「刁佃」の記事を紹介・分析するとともに、明清時代の抗租と図頼との結合の社会的広がりを確認し、併せて法制度的側面(特に威逼との関連)についても論じている。

第十章は、図頼と伝統中国社会に内在する法文化との関連を考察したもの。図頼は同じく明清律に規定されていた威逼人致死条(自殺誘起罪)と、いわばコインの表裏の関係にあり、両者の領域の曖昧性が事実上、図頼を容認する法的状況を現出し、かつ安易な図頼選択の社会風潮を生みだしていたことを論じている。

第十一章は、明清時代の福建を例に、伝統中国における図頼の構図について考察したもの。当地の〈風俗〉として図頼という行為が社会的に定着していた理由として、第一に、人々の秩序意識・行為規範の中に図頼という行為が明確に定位されていたこと、第二に、図頼が裁判に持ち込まれた場合の官側の対応、すなわち図頼が処断されない現実の事態が存在していたことを明らかにしている。

結語は、以上の研究成果を総括したものである。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 津 田 芳 郎

副 査 教 授 佐 藤 鍊太郎

副 査 助教授 川 合 安

学 位 論 文 題 名

抗 租 の 研 究

－十六～十八世紀の福建を中心とする社会経済史的・法文化史的考察－

本論文は明清時代（16～18世紀）の中国における抗租と抗租に関連するいくつかの問題を研究主題とし、中国の東南部に位置する福建省を対象地域として研究したものである。抗租とは佃戸と呼ばれる小作人の地主に対する小作料納入拒否闘争を意味し、古くは唐宋時代から認められるが、明代中期以降中国の華中南地方を中心に次第に熾烈となり、大きな社会問題となっていたものである。

第一部は、福建の抗租について、当該地域の社会経済的特質との関連を論じたものである。福建農村社会の抗租は日常的経済闘争として明末から清代後期にかけて持続的に認められ、空間的にもすべての府・州に見ることができが、この地域は糧食に恵まれず、かつ煙草や甘藷栽培といった商品作物栽培が進んでいたことから、米穀の他地域（他省）への搬出阻止闘争という性格を強く帯びていたことが解明されている。

第二部は、抗租の問題を明清王朝国家との関連という視角から論じたものである。18世紀初頭に清朝は抗租禁止条例を制定するが、福建ではそれ以前から地方官が抗租に介入しており、それは、法が制定されているか否かに関わらず、「情理」に依拠した伝統中国の裁判・法システムからして何ら異常事態ではなかったことが論じられている。

第三部は、明末以降、抗租の弾圧にもかかわった郷村システムとしての保甲制について福建を地域的対象として論じたものである。また保甲制実施以前の里老人制に関する考察を附篇として所載する。福建では明末以降里甲制の解体に伴って保甲制が導入されるが、それは郷紳の存在を制度的基盤とするものであったこと、清代に到るとこのシステムが定着することによって社会秩序の再編が進行したことが解明されている。

第四部は、抗租の過程でも見出すことのできる図頼（死骸を利用した恐喝）という行為について論じたものである。図頼は抗租に特有な現象ではないが、明清時代を生きた人々の秩序意識と法意識に基づく行動様式であり、伝統的な法文化あるいは民衆文化が図頼という行為に反映していたとされる。

本論文は、明清時代の福建における抗租に関わる関連史料を博搜し、それを紹介・分析したものであり、史料の収集自体だけでも、多くの時間と努力を必要とするものであることからして、それ自体十分に評価されてしかるべきことと思われる。史料の出所は国内に

とどまらず、中国の少なからぬ所蔵機関にもわたっている。しかも本書で扱う史料の多くは、三木氏が国内外において初めて発掘・紹介したものである。次に、本書が分析・検討した福建地方の抗租については、中国の傅衣凌氏（故人）を除けば、ほとんど三木氏の独壇場といってよい研究状況にある。わが国の明清時代史研究は江南地方に集中しており、この点から見ても、三木氏の貢献は大きなものがある。また、本書には抗租との関わりで、福建に止まらず、明清時代の社会全体に関わる法制史・法文化史（当時の裁判の性格や実態、法の運用状況、紛争の処理方法、図頼の分析）と制度史（里甲制、老人制の実態）に関わる論点も少なからず含まれており（全体の約三分の一）、本論文が日本の明清時代史研究の水準を大きく引き上げる役割を果たしたことは疑いの余地がなく、その点は多くの研究者が認めるところでもある。望蜀の念を述べれば、福建の地域性を叙述するに当たって、他の地域との比較の視点をより明確に打ち出すべきであり、図頼の心性を論じるに当たり、当時流行した浄土観や報復の観念の強さを考慮すべきであったと思われる。また断句（史料への句読点の施し方）に一、二の誤りが見られたという瑕疵がある。ただし断句の誤りは論旨の展開を否定ないしは修正するような性格を持つものではないことを付言しておく。

以上の成果に鑑みて、審査委員会は本論文が博士（文学）を与えるに相応しい研究成果であることを全員一致して認めるものである。